

平成 23 年度 臨時総会議事録

1. 日 時：平成 23 年 11 月 19 日（土）14：00～16：40

2. 場 所：航空会館地下 1 階 B101 会議室

3. 会員総数：605 名

総会出席者：17 名

意思表示：書面表決 175 名 議長委任 161 名 委任者指名 30 名

有効出席者総数：383 名（出席者+書面表決者+委任状提出者）

欠席者：222 名

出席理事：牧野 健、秋山崇道、甲賀大樹、坂井正一郎、吉田 茂

出席監事：谷口良知、山本隆章

本会議開会前に（公社）滝川スカイスポーツ振興協会を代表して日口裕二氏より、5 月にご逝去された同協会常務理事ならびに当協会理事であった故池田亨氏の葬儀に際しての御礼が当協会および会員にあった。

本会議は臨時総会のため、開会にあたり定款第 23 条に基づき出席正会員の互選により議長を選出した。互選の結果、牧野会長が会議出席者 17 名中、13 名からの指名があり議長に選任された。

議事に先立ち、議長より以下説明があった。

- * 本総会は定款 23 条に基づく互選の結果、会長が議長を務める。
- * 正会員総数 605 名（個人会員 600 名 団体会員 5）中、書面表決および委任状提出を含む 383 名の出席があり、総会定足数である会員総数の 2 分の 1 を超えているので、定款第 25 条第 1 項により本総会は有効に成立した。
- * 定款第 27 条により議長が議事録署名人に坂井正一郎理事並びに吉田茂理事を指名、了承を得た。

4. 議事について

4.1 状況説明

議長の指名により議案議決に先立ち、第 1 号議案から第 6 号議案までの各議案について甲賀常務理事から下記の説明がなされた。また、一部議案においては、坂井常務理事からも補足説明がなされた。

4.1.1 第 1 号議案：平成 23 年度事業計画変更案ならびに補正予算案についての要点

- * 本年度事業計画策定当初、学生競技会（新人戦、全国大会）について、本来の主催団体である財団法人日本学生航空連盟の組織改編に伴う同 2 競技会実施困難な状況を踏まえ、また、同連盟からの申し入れもあったことを受けて、本年度は助成金対象事業の一つとして当協会主催で実施することを立案し、平成 22 年度第 2 回総会での承認後、助成金交付決定も助成元から得ていた。しかしながら今夏、同連盟より正式に単独主催で競技会開催をしたい旨の要望があったため、臨時理事会において、本件を諮り、競技会主催を辞退し名義後援に変更、助成金申請を取り下げる決定した。
- * 本年度事業計画策定当初、理事会提案に基づき追加した単発事業（リハビリパイロット対象講習会、オンラインコンテスト推進）実施について、他事業の実施運営と新法人移行申請準備にかなりの時間を割く必要性があり、現状の限られた人員のもとでの両単発事業の実施は困難と判断、本年度での実施は見送ることとした。
- * 上記、2 競技会主催辞退ならびに単発 2 事業実施中止と組織運営全体の緊縮財政により、本年度当初の経常収支予算額 1,800 万円から 1,100 万円に大幅に減額、当初から比べて 62% の収支予算規模となる見込みである。また、今夏に実施された文科省による実地監査の際に、基本財産の Dart 収支に償却額 328 万円を計上した補正予算を立て直す必要がある。

4.1.2 第2号議案：基本財産 Dart 償却についての要点

- * 当協会設立時に基本財産として設定した Dart 一式について、本来は有形固定資産（航空機）であることから毎年度減価償却をしていかなければならず、その減価額分を他の資産で補填して基本財産の価額を保つ処置をしていなければならなかった。しかしながら、現在に至るまでこの処置は一切されずに放置されたことにより、簿価と時価との乖離が著しく経理上問題があった。
- * Dart 未償却という経理上の問題を解消するために、ここ数年間は対策を講じることを試みたが、基本財産であるが故の文科省の承認問題や協会財政状況により、解決には至っていなかった。この点、今夏の文科省による実地監査の際に本件についてあらためて確認、相談をしたところ、法人会計基準として平成20年度会計基準を適用する際の経過措置の一つである、過年度分の減価償却費計上を Dart にも適用して差し支えないこと、また本経理処理は基本財産の処分にあたらず、別に処分申請を文科省にする必要はないとの償却処理についての明確な承認を得られた為、本年度においてこれを実施したい。

4.1.3 第3号議案：当協会財政再建についての要点

- * 昨今の社会経済不況に連動するように当協会財政状況も年々悪化しており、運転資金が枯渇している。現状を改善し、安定的な財政状況を維持するための再建策として、来年4月1日付で会費を現状から2割値上げし、また継続的に会員はじめ多方面からの寄付を募りたい。
- * 会費の値上げ分による見込み資産増は、会費収入から固定費を賄い、安定した協会運営を維持するためには最低限補強、確保したい額である。
- * 寄付金収入による増資分を Dart 償却による協会資産減額分の補填と手許運転資金の確保に充て、経済的基盤を強化しておきたい。
- * 会費一括納入のオプションを追加し、終身登録制を導入することで、航空身体検査が通らなくなリライセンスができない会員の退会を少しでも減らしていきたい。現在の会員年齢分布を考慮すると必要な方策の一つである。
- * 事業別の収支において年間100万円近い赤字を出している機関誌発行については、その存在意義も考慮して回数は維持するも、仕様等の面で見直し経費削減を図る方向で編集体制含め再編を進めている。

4.1.4 第4号議案：会員サービスの一部有料化についての要点

- * 会員サービスとして提供している FAI スポーティングライセンス（5年間有効）の無料提供について、記録樹立や選手権出場など実際に必要としている会員数は会員総数に比して極めて少数であり、現状として所持する必要性がないにもかかわらず保有しているケースが多い。また、同ライセンスの携行を義務付けている FAI 公式立会人についても、その多くが立会人業務を3年の任期中に全く行っていない状況である。さらに会員として無料で5年間有効のライセンスを取得後、そのまま会費を滞納した状態で音信不通になる者も多く、無用な費用負担がかかっている弊害が出ている。これらの会員のライセンス需要状況を鑑みると会員サービスとして提供することの実益は乏しいと言わざるを得ない。申請料を受益者負担に切り替えることにより、これまで申請費用として充てていた会費収入分をより有効的に事業運営の方へと活用させたい。
- * FAI 公式立会人業務については、日本滑空記章試験員業務と同様に、現状として各自が所属している滑空団体内の所属メンバーに対して実施している点でその対象が限定的である。その意味で所属滑空団体内の業務として執務していると捉えることもでき、また実働している人数も登録者総数の1割にも満たないことから、ライセンス申請と立会人ならびに試験員登録を有料化することで実働していない登録者に、各自の登録の必要性を所属滑空団体との関係も踏まえて再考していただくことで、大局的に記章制度全体が有効に運用できるように改善させたい。

4.1.5 第5号議案：新法人（公益社団法人日本滑空協会）定款案改定についての要点

- * 平成21年度第2回総会において一度承認いただいた新法人定款案について、滞りなく法人移行手続きを行ううえで、代表理事等の氏名を定款附則に掲記する必要が生じたため、一部内容および字句修正も兼ねて、再度承認していただく必要がある。
- * 平成22年度第2回総会において選任していただいた新法人理事の中から、会長（代表理事）に佐藤淳造氏、常務理事（業務執行理事）に甲賀大樹氏、坂井正一郎氏、鈴木康一氏、三輪徳泰氏を選

任していただき、定款案の附則に定めることとしたい。

- * 文言修正の大きな変更としては、細分化して記述していた事業目的を大項目に集約し、実際の事業運営に柔軟に対応できる記載にしている。
- * 規定内容の大きな変更としては、常務理事（業務執行理事）数を3名以内から5名以内に増員することで、より効率的な業務分担の実現と活動内容の充実化を図りたい。
- * 本議案は、定款第40条に定める会員総数の4分の3以上の出席を得られなかつたので、本会での審議、採決は行わず、後日あらためて審議、採決することとする。

4.1.6 第6号議案：協会諸規程についての要点

- * 会費規程、会員の入退会に関する規程について
現会費規程の内容を全面的に見直し再整備、現行において実施している会員管理ルールを明文化し、さらに本会議で議案となっている会費値上げ、会費一括納入オプションも踏まえている。本総会での承認後、即日施行させることにしたい。
- * 役員の報酬等及び費用に関する規程について
新法人体制において、役員報酬額の公開が法令上義務付けられており、新定款案に直接記載するか又は総会決議事項の下位規則として別途定めることができる。当協会は、別途、下位規則において役員の定義、種類、役員報酬額、支払方法等を具体的に定めることとし、本規程を作成することにした。本総会での承認後、本規程を法人移行申請書類に添付する。

4.1.7 その他：理事会決議事項の報告

- * 先の臨時理事会において、日本滑空記章規程ならびに日本滑空記章試験員規程を改訂した。具体的な改訂内容は、試験報告書の提出期限の設定と試験員認定ならびにFAI公式立会人推薦についての有料化である。これは、本総会の第4号議案にも関連しているが、有料化により有名無実な登録者の洗い出しと記章事業の独立採算で運営させていくことを趣旨としている。

4.2 議案に対する質疑応答・コメント

第1号議案

- * 今回、事業計画内容として変更の対象となった事業について、以後も消滅してしまうことになるのか。
→ 学生競技会主催事業は、協会事業からは外すが、日本選手権については滑空スポーツ統括団体であるから協会事業として残す。ただし、来年度の開催は予定していない。
滑空場や機体を保有していない当協会としては、今後の事業展開としてイベント開催等の現場が必要となる事業をメインとするのではなく、空域調整等の滑空界全体の問題にかかわる内容とする事業を中心に行っていく方向に転換していくべきと考えている。
- * 施設、機体を保有しない点で協会が飛行を伴う事業を実施しないという方針は賛同するが、やはり滑空スポーツ統括団体として、公的に助成金を受ける等の役割は維持し、現場を持つ滑空団体への飛行イベント等に対する支援を継続していただきたい。
→ 滑空スポーツ統括団体として、滑空スポーツの普及振興のためにもそのような役割は維持していく。ただし、助成金事業は交付先機関ごとに交付要件等の規定が細かく定められていることも踏まえる必要があるので、現場の滑空団体と綿密に打ち合わせたうえで実施していただきたい。

第3号議案

- * 会費の値上げに伴う增收と会費値上げや会員サービスの一部有料化、機関誌事業の縮小の影響による会員数減少（減収）のバランスを鑑みた時、今回の財政再建策の効果はどれくらいあるのか疑問である。一時的では全く意味がない。支払われるべき役員報酬を返上して財源を確保する等は、組織として存続する意味があるか、というほどの重大な局面にあると考える。今回の財政再建案は、緊縮政策に重点を置いているようだが、むしろ会費や会員サービスは現状を維持して、会員加入の推進等の財源確保を積極的に実施していく方が、将来的にも安定した財政運営となるのではないか。
* 入会推進のためには、各地方の滑空団体、学連に協会入会申込書を配置してもらい、地元クラブの入会と同時に協会にも入会しなくてはならないとう、風土を作っていくのはどうか。
→ 現在の会員分布を地域別にみると、入会率は東高西低であり、関西以西の会員数が少ない。協会への入会推進として、ご意見にもあったように、各地の滑空クラブに働きかけてご協力いただく

ようして、積極的に入会勧誘をしていく準備を進めたい。

*滑空協会の会員になる、ならないは、有形のメリットの有無という類で判断するものではなく、滑空界全体として協会から無形の恩恵を得ているという点を認識すべきであり、会員として所属することがグライダーパイロットとしての責務だと考えている。

*財政的窮状に対し、一部役員が不足資金を負担している現状をまずは会員全体の問題として解決する必要がある。本年度中に解決しなければ監督官庁から処分を受ける可能性がある。

*会員の滞納者が多く会費収入が減少しているというが、現在の振込納入方法では、そのような現象が起こっても仕方がないと思う。個別の振込納入は、いわば任意であり確実な徴収方法でもなく、会員としての自覚が芽生えにくい。会費納入方法を口座自動振替に一元化してしまい、会員をやめる時は滞納という自然消滅ではなく、きちんと退会手続きをとらせるようにすべきだとおもう。現在のような会費徴収では会費収入の目途が立ちづらく運営にも影響する。そのような意味では徴収時期も一元化してしまう方が良いと思う。

*会員としての自覚というご意見があつたが、現在発行している航空安全講習会受講票を会員証代わりとするか、もしくは正式に会員証を発行するのはどうか。

→ 現状は確かに入会日から起算して期限を設定しているので、徴収時期が個別となり煩雑な作業負担も多いことは否めない。徴収時期の一元化については、以前から検討してはいたが実現させるには現状、人員不足もあり直ぐには対応できないと思う。まずは法人移行が急務でありこれを完了させ、新法人のもとで会費徴収方法、時期について整理して、会員証発行も視野に入れて実施できればと考えている。

第4号議案

*本議案に関連して、滑空記章試験員やFAI公式立会人の認定、推薦に関する有料化については、経費削減や増収の問題と区別して考えるべきでなはないか。試験員や立会人は各滑空団体において必要な人材であり、協会側が主張する、有名無実化している試験員らを選別するという趣旨のもとで有料化するというのは、そもそも方向性が違うのではないか。選別するという趣旨ならば、過去の実績を基にするなど、別の方針で実施することができるのではないか。

→ 滑空記章業務にあたっていたら関係者には、今年の年末の任期更新時を機にあらためて有料化についての詳細な説明を別に行う予定で準備している。実績を基にした選別方法も一つの方法であることは認めるが、協会としては試験員、立会人業務に携わることについて各自が責任をもって判断して能動的に選択してほしいという気持ちがある。その意味で有料化を導入した。関係者からのご意見も伺い、他に良い案があればそちらを選択することも検討する。

5. 議案決議について

* 第1号議案 平成23年度事業計画変更案ならびに補正予算案
有効出席者総数383名のうち、賛成381名、反対2名。賛成多数により、定款第25条第2項に基づき原案を可決、承認。

* 第2号議案 基本財産Dart償却
有効出席者総数383名の賛成により、定款第25条第2項に基づき原案を可決、承認。

* 第3号議案 当協会財政再建
有効出席者総数383名のうち、賛成362名、反対18名、棄権3名。賛成多数により、定款第25条第2項に基づき原案を可決、承認。

* 第4号議案 会員サービスの一部有料化
有効出席者総数383票のうち、賛成359名、反対23名、棄権1名。賛成多数により、定款第25条第2項に基づき原案を可決、承認。

* 第5号議案 新法人（公益社団法人日本滑空協会）定款案改定
定款第40条に定める会員総数の4分の3以上の定足数を満たさず、審議、採決不可。
本議案はあらためて審議、採決する。

* 第6号議案 協会諸規程
有効出席者総数383名のうち、賛成374名、反対9名。賛成多数により、定款第25条第2項に基づき原案を可決、承認。

以上を以て全ての議事を終了し、16時40分に議長の宣言により閉会した。

平成23年11月19日

社団法人日本滑空協会

議長 会長

牧野 健



議事録署名人 理事

坂井正一郎



同 理事

吉田 元

